

第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】



生物多様性地域戦略

生物多様性への理解の促進

環境教育、自然環境調査の実施

希少動植物の保全

生態系被害防止外来種への対応

生物多様性の確保

森林・農地・河川等の保全

緑地の保全と緑化の推進

景観・天然記念物等の保全

鳥獣被害への対応

自然とのふれあいの機会の創出

人と自然のふれあいの充実

公園・緑地の整備と管理の推進

環境教育等
行動計画

(1) 生物多様性への理解の促進

現状と課題

- 国は、豊かな生物多様性*を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境を保全することを目的として、2008（平成 20）年に「生物多様性基本法*」を制定しました。
- 生物多様性*による恵み（生態系サービス*）は、食料等の供給、防災・減災、土壌形成など、豊かで健康、安全な生活を支えるものであり、グリーンインフラ*としても重要であることから、環境負荷の少ない継続的なかわりあい（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図る必要があります。
- 市が実施した環境に関するアンケート調査結果によれば、市民及び事業者ともに、市の取組に対する重要度の認識が低い傾向にあり、生物多様性*の重要度が十分に理解されていないと考えられることから、生物多様性*の理解の促進に取り組む必要があります。
- 市の植生は、概観するとコナラなどのヤブツバキクラス域*の代償植生*、または植林地が大半を占めており、自然植生*は限られた地域に分布しています。また、植物種の中には、本市が南限、または北限となっている種や、絶滅が危惧されている種も見られます。
- 海外由来の移入生物で、農作物や日本固有の生態系等に影響を与える特定外来生物*など生態系被害防止外来種*について、市内の分布状況に関する情報・知見は十分ではありませんが、2016（平成 28）年から実施している市民参加型の生き物調査では、アメリカザリガニ、アカミミガメ、オオキンケイギク*、アレチウリ*等が市内で目撃されていることから、拡散の防止に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 （令和元年度）	目標年度 （令和 12 年度）	単位
野生動植物等調査参加者数（注）	2,549	7,000	人
自然体験型イベントの開催数	31	50	回 / 年

（注）各年度における累計値

施策の展開年度

① 環境教育、自然環境調査の実施

施策の例・方向性	担当課
・生物多様性*に関する理解の促進	環境企画課など
・自然とのふれあいの推進など生物多様性*に関する学習機会の創出	環境企画課など
・生物多様性*を保全していくための基礎情報の収集や市民への普及啓発を目的に、野生動植物の生息・生育状況等を調査	環境企画課
・自然環境や生物多様性*に関する市民の自主的な活動に対し、専門家（環境アドバイザー*）を派遣	環境企画課

第3章「施策(第3節:生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】)」

② 希少動植物の保全

施策の例・方向性	担当課
・希少野生動植物の生息・生育状況に関する情報収集、生息・生育地の保全の検討及び土地所有者等への助言などを実施	環境企画課など
・河川や公園などの整備においては、野生動植物の生息・生育環境の保全と創出に配慮	河川課 公園緑地課
・開発行為に対し、関連法令に基づき、希少野生動植物や在来種への影響の回避・低減などを意見・指導	環境企画課
・希少動植物の保全活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	環境企画課
・「いわき伝統野菜*」などの在来種の保護や継承を目的とした、生産振興と体験学習などを通じた希少作物への理解促進	生産振興課など

③ 生態系被害防止外来種*への対応

施策の例・方向性	担当課
・生態系被害防止外来種*の拡散を防止	環境企画課
・ヒアリ、セアカゴケグモ、カミツキガメ等の危険な特定外来生物*の目撃に関する関係機関との情報共有を実施	環境企画課など
・生態系被害防止外来種*の防除活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	環境企画課
・生態系被害防止外来種*の駆除を体験・学習するイベントを実施	環境企画課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市 民

- ・身近な動植物等に興味を持ち、むやみに採取したり傷をつけたりしません。
- ・外来生物等を遺棄したり、逃がしたりしません。
- ・所有地や地域における生態系被害防止外来種*の生息・生育状況の把握や防除に努めます。

● 事業者

- ・敷地内及びその周辺における生態系被害防止外来種*の生息・生育状況の把握や防除に努め、植栽等においては、在来植物への影響を考慮します。

(2) 生物多様性の確保

現状と課題

- 市の海岸部は、小名浜港を除き、すべて「磐城海岸県立自然公園」及び「勿来県立自然公園」に指定されています。内陸部では、夏井川渓谷周辺や水石山、小玉川周辺が「夏井川渓谷県立自然公園」に、市北西端の矢大臣山周辺が「阿武隈高原中部県立自然公園」の一部に、市南部の仏具山、四時川渓谷周辺が「勿来県立自然公園」にそれぞれ指定されており、さらには、「高倉山」、「御齊所山」、「好間川渓谷」が「県自然環境保全地域」に指定されています。
- 学術上価値の高いものとして「中釜戸のシダレモミジ」など 38 件が天然記念物に指定されているほか、長い歳月をかけた自然の営みにより形成された風致景観や、人々の生活及び風土によって支えられてきた文化的な景観が各地に点在しています。
- これらの優れた自然は、周囲の自然環境との調和のもと、地域の象徴となる景観を創出するとともに、生態系ネットワーク*の核として生物多様性*の保全に寄与しています。
- 自然環境を構成する森林、農地、里地里山*、都市緑地、河川、海などは、人との適度なかわりあいの中で、自然災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生生物の生息・生育空間や人と自然がふれあう場の提供など、さまざまな公益的機能*を発揮しています。環境負荷の少ない継続的なかわりあい（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図っていく必要があります。
- 一方、人口減少や高齢化に加え原子力発電所事故による環境の汚染に伴う人間活動の縮小（狩猟者の減少、手入れの行き届かない森林や耕作放棄地*の増加など）により、イノシシやハクビシン、カワウなどの野生鳥獣による農業等被害が発生しています。特に、イノシシによる被害は拡大傾向にあり、山際の農地において被害が深刻化するとともに、市街地周辺まで出没する事案も発生しています。対策としては、「イノシシの個体数を抑制しつつ、人の生活圏からのすみ分けを図る」ことを目標として、引き続き、個体数抑制に向けた「捕獲」、耕作放棄地*の解消や間伐、草刈など緩衝帯の整備による「生息環境管理」、電気柵の設置等による「被害防除」の三つの被害防止対策を、総合的に取り組む必要があります。



環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
中山間地域等直接支払交付対象面積	1,200	1,161	ha/年
緑地協定面積	197.28	現状以上	ha/年
保存樹林面積	6.02	現状以上	ha/年
イノシシの推定生息数	13,351	7,689	頭/年

施策の展開

① 森林・農地・河川等の保全

施策の例・方向性	担当課
・森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林の機能区分に応じた森林施業や多岐にわたる森林整備を推進	林務課
・森林保全活動を行う団体などを支援し、森林整備を行うとともに、森林保全を担う人材を育成	林務課
・耕作放棄地*の発生防止と解消に向け、中山間地域等直接支払集落協定*の締結を促進しながら、耕作放棄地対策協議会など関係者・関係機関が連携して対策を検討	生産振興課 農業委員会事務局 など
・広域にわたり生態系に重大な影響を与えるおそれのある、河川や海の汚染については、関係機関や周辺市町村との連携のもと、原因究明や発生源対策を実施	環境監視センター 環境企画課など
・ビオトープ*や水質調査などを行っている市民団体や学校等と連携を図り、先進的または独自に取り組む環境教育を把握し、環境教育を促進。	環境企画課 学校教育課など
・開発行為に対し、関連法令に基づき、森林・農地・河川等の自然環境への影響の回避・低減などを意見・指導	環境企画課など
・エコファーマー*や有機栽培などの環境保全型農業*や、有機性資源*の循環利用の促進	生産振興課など
・資源管理型漁業*の推進	水産課

② 緑地の保全と緑化の推進

施策の例・方向性	担当課
・宅地分譲などの機会を捉えて、緑地協定*の締結を促進	公園緑地課
・健全で、かつ樹容が美観上特に優れた木や林を保存樹木*または保存樹林*として指定し、適切に保全するとともに、保存樹木*等を活用し、緑の保護・育成	公園緑地課

③ 景観・天然記念物等の保全

施策の例・方向性	担当課
・一定規模以上の開発行為に対し、近接する自然、生活及び歴史・文化的な景観を損ねることがないように配慮	都市計画課 建築指導課
・学術上または鑑賞上価値の高い名勝地や動植物等並びに地域の生活や風土に根ざした文化的な景観を、文化財への指定などを通じ適切に保存	文化振興課

④ 鳥獣被害への対応

施策の例・方向性	担当課
・特にイノシシについては、個体数に留意しながら、年間捕獲目標頭数の達成に向けて、県、猟友会及び農業関連団体などとの連携のもと、対策を実施	環境企画課 生産振興課など
・鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地*の解消や被害防止にかかる農家支援など、鳥獣被害予防に向けた農業施策を実施	生産振興課など
・野生鳥獣の生態や鳥獣被害に対する自衛策の普及啓発	生産振興課など

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市 民

- ・地域の自然や公園等、身近な緑を大切にします。
- ・地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- ・緑のカーテン*や花壇の設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- ・FSC 認証*など生物多様性*に関する認証を受けた商品の積極的な購入や、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- ・エコファーマー*や有機JAS 認証農産物*など、化学肥料や農薬の使用を低減し、環境に配慮した地元の食材を積極的に購入し、味わいます。
- ・地域の歴史、自然文化を学び、継承します。
- ・自然を楽しむ際には、マナーを守ります。
- ・野生鳥獣への自衛手段を積極的に講じます。

第3章「施策(第3節:生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】)」

● 事業者

- ・ 化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らすなど、土壌等への環境負荷を低減します。
- ・ 事故等による環境への影響を最小限に抑えるため、危機管理体制を充実させます。
- ・ 敷地内の緑地や所有する林地等は、間伐等を行うなど、適切な管理に努め、また、野生動植物の生息・生育状況等の把握に努めます。
- ・ 開発等は法令等の遵守はもとより、なるべく環境負荷の少ない工法等を選択します。
- ・ 地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- ・ 敷地内の緑化、緑のカーテン*やビオトープ*の設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- ・ FSC 認証*など生物多様性*に関する認証を受けた商品を積極的に購入し、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- ・ 管理する敷地内への鳥獣等の侵入防止策を講じます。
- ・ 資源管理型漁業*を推進します。



(3) 自然とのふれあいの機会の創出

現状と課題

- 本市は、四つの県立自然公園と三つの県自然環境保全地域を有し、多様で美しい自然環境に恵まれています。市民はもとより、市外からも多くの方が本市の山や海に訪れ、いわきの自然に親しんでいます。
- 市では、「市フラワーセンター」や「いわきの里鬼ヶ城」、「石森山生活環境保全林」・「ときわ台生活環境保全林」など自然とふれあうことができる場の整備を行うとともに、「いわき市都市緑化まつり」などのイベント開催、さらには「森林ボランティア活動支援事業^{*}」などを実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する関心を高めるための諸施策を展開しています。
- さまざまな環境分野の中でも、自然体験を踏まえた環境保全活動や環境学習を行う、市民活動や学校教育が活発に行われています。また、美しい自然を活用したウォーキング大会なども市内各地で開催されています。
- 自然とのふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育むうえで重要な意義を有しています。地域固有の生物相^{*}や景観を正しく理解し、自然の恵みを将来に継承していくため、既存施設等を有効に活用するとともに、活発な市民活動や学校などとの連携を図りながら、より多くの市民が自然とふれあうことができるような機会の創出に努めていく必要があります。
- エコツーリズム^{*}とは、地域における自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることで、その価値や大切さが理解され、保全につながる仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることにより、地域住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものが活性化されていくことが期待されます。
- 国及び県では、2019（平成31）年に、県内の自然資源活用による「ふくしまグリーン復興構想^{*}」を策定しており、県内の豊かな自然環境の保全と調和を図りながら、自然公園の魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを目指しています。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和元年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
森林ボランティア活動等参加者数	767	1,000	人/年
造林事業実施面積（注）	16,388.94	21,093.30	ha

（注）各年度における累計値

施策の展開

① 人と自然のふれあいの充実

施策の例・方向性	担当課
・公園や遊歩道などの既存施設が、自然とのふれあい空間として有効に機能するよう適切に維持管理	林務課 公園緑地課
・「市フラワーセンター」など自然体験施設において、施設の立地や機能を活かした自然体験型学習メニューを充実	生産振興課 林務課など
・動物の愛護及び周辺の生活環境に配慮した飼養のマナーなどについて啓発を行い、必要に応じ、飼い主に対し助言・指導	生活衛生課
・自然観察会やエコツアー*など、自然環境や生物多様性*に関する普及啓発を目的とした自然体験型イベントを実施	環境企画課など
・自然環境や生物多様性*に関する普及啓発などを目的とした野生動植物の生息・生育状況等の調査及び情報収集を継続	環境企画課
・事業者が行う生物多様性*の保全活動を支援・促進	環境企画課

② 公園・緑地の整備と管理の推進

施策の例・方向性	担当課
・森林施業の実体験を通じ、森林の公益的機能*に対する理解と関心を高めるため、植栽や森林整備を行う市民団体などを支援	林務課
・都市公園整備や、道路沿道などの緑化を推進し、緑のある都市空間を形成	公園緑地課など
・生垣設置に対する支援などにより、居住地における緑化を促進	公園緑地課
・間伐などの森林整備を推進	林務課
・市民及び市民団体などの緑化推進活動や森林整備活動を促進	林務課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・地域、学校等を通じ、身近な環境について学びます。
- ・自然観察会や自然体験活動等に積極的に参加し、山や河川、海等の自然とのつきあい方を学びます。
- ・自然体験施設等を積極的に利用します。
- ・緑のカーテン*や花壇の設置など、自然とふれあう空間の形成に努めます。
- ・地域における自然環境資源の価値を再認識し、観光振興や地域振興に持続可能な形で活用する方法を考え、保全活動やガイドなどで積極的にかかわります。

● 事業者

- ・従業員やその家族が自然に親しむ機会が得られるよう配慮します。
- ・敷地内の緑化、緑のカーテン*やビオトープ*の設置など、自然とふれあう空間形成に努めます。

